

Title	宋の検校庫に就いて
Sub Title	
Author	加藤, 繁(Kato, Shigeshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1927
Jtitle	史学 Vol.6, No.3 (1927. 9) ,p.139(451)- 143(455)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19270900-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宋の検校庫に就いて

宋代の文献の中から、私は、検校庫に關する記事四個條を見出だすことを得た。其一つは續資治通鑑長編卷二十三熙寧四年五月戊子の條で、次の如くである。

同勾當開封府司錄司檢校庫吳安持言。本庫檢校孤幼財物。月給錢。歲給衣。逮及長成。或至罄竭。不足推廣朝廷愛民之本意。乞以見寄金銀見錢。依常平倉法貸人。令入抵當出息。以給孤幼。詔千緡以下。如奏施行。

此れに依つて、神宗時代に東京開封府司錄司「即ち司錄參軍」に檢校庫といふものが有つて、孤兒の財物、主として其の金銀見錢を保管し、其の中から毎月生活費を支給し、又年々衣服を作り與へたこと、並に、此の法では幼児が成長するまでに財物を使ひ盡す虞があるので、熙寧四年同勾當檢校庫吳安持の建言に本づき、孤兒財物の價直錢一千緡以下の場合には常平倉の法に依つて人に貸附け、利息を收めて孤兒の生費に充てることと定めたことが知られる。特に價直一千緡以下と限つたのは、此れ以上の巨

大な財産ならば特に利殖を圖る必要も無いからであらう。檢校の二字は他人の財物を保管管理することへ解せられる。檢校は本來検査検察の意で、晉の太元中に設けられ、行馬外の事を掌つた檢校御史の名に於ける檢校の如きは、明かに其の意味であるが、唐に至つて、本官の外、別に他官を兼攝することを檢校と呼び、貞觀元年、御史大夫杜淹が吏部尙書を檢校し、同二年、刑部尙書李靖が中書令を檢校したことなど、數々の例を擧げることが出来るが、遂に一轉して杜甫の檢校工部員外郎の如き加官の名稱と爲つた。尙ほ一面本官の職掌以外の或の職務を攝行することも檢校と呼ばれたので、景龍元年の勅には「上略」車駕行幸處。卽於頓側立市。官差一人。權檢校市事。¹と見え、開元二年の勅には、年歲不稔。有無須通。在所州縣。不得閉糴。各令當處長吏檢校。²と見え、同二十九年の勅には、新豐朝邑屯田。令長春宮使檢校。³と見える。此の如く唐代に於ては、他官若しくは他の職務を兼攝し攝行することを檢校と謂つたのであるが、是れから輾轉して、宋代に至つては、他人の財物を預かつて管理することも同じく檢校と呼ぶやうに爲つたのであらう。檢校庫の檢校は正しく其の意味である。

次に、やはり續資治通鑑長編卷五十一真宗咸平五年二月庚午の條に、

戶部使右諫議大夫王子輿。奏事長春殿。疾暴作仆地。命中使掖之。至第而卒。上甚悼焉。賙贈加等。以其子道宗方幼。詔三司判官朱台符。檢校其家。子輿止一子。而三女皆未笄。道宗尋卒。家屬寓居楚州。子輿妻劉還父母家。子輿猶旅

殯京畿。後五年。從弟上言。願借官船載柩還鄉里。鬻京師居第。以錢寄楚州官庫。備三女資送。上憐而聽之。

とあつて、真宗の咸平中、右諫議大夫王子輿の遺産を其の郷里楚州の檢校庫に寄託し、三女の資送に充てたことを述べて居る。所謂楚州官庫が檢校庫であることは明瞭である。此れに依つて、檢校庫が真宗時代に於て既に存在し、且つ首都開封府の外地方の諸州にも存在したことが窺はれる。

宋史食貨志上一、農田の條にも、次の記述がある。

景定元年九月勅曰。州縣檢校孤幼財產。往往行侵用。洎至年陳乞。多稱前官用過。不卽給還。自今尙違戾。以吏業估償。官以違制。不以去官赦降原減。

此れに依つて、理宗の景定年間まで檢校庫の制度が行はれたこと、併し係りの官吏が孤兒の財物を侵用し、孤兒が年長じて其の返還を受けんとする時には、口を前任官に藉りて容易に還さないやうなことが屢有つたこと、檢校庫は、州の外、縣にも存したことなどが知られる。尙ほ同食貨志下一會計の條に又有所謂版帳錢者。亦軍興後所綱也。如輸米則增收耗賸。交錢帛則多收廳費。幸富人之犯法而重其罰。恣胥吏之受賄而課其入。索盜賊則不償失主。檢財產則不及卑幼。略他如此類不可徧舉。州縣之吏。固知其非法。然版帳錢額太重。雖欲不橫取於民不可得已。

とあつて、軍興後即ち南渡の後、版帳錢を辦ぜんが爲め、州縣の官吏が非法の手段に依つて財を致したことと述べた中に、檢財產則不及卑幼と見えて居るが、所謂檢は檢校の略語で、卑幼は上の諸文献に見える孤幼と同意であることは、辯を俟たずして明瞭であらう。即ち此の一句は、孤兒の財產を檢校すれば、贏利は官に收められて孤兒に及ばないと意味に外ならぬ。

以上述べ來つた所に依れば、殆宋一代を通じて府州縣に檢校庫といふものが設立せられ、其處で孤兒の財產「主として金銀見錢」を管理し、初には其の中から毎月孤兒の生活費を給し、成長の後其の殘額を返還する定めであつたが、熙寧四年五月以後、其の金額が錢一千緡以下の場合には、常平倉の法に依つて人に貸附け、利息を求めて孤兒に仕送ることに改められたのである。たとへ、官吏の腐敗の爲め、若しくは財政の影響に因り、色々の弊害を生じたとは云へ、ともかくも、國家が孤兒の爲めに其の財產管理の面倒を見たのであつて、由來、宋代に於ては、義倉常平倉等はいふまでもなく、よるべ無き老人小兒病者等の爲めに居養院・安濟坊等を設け、貧にして葬る能はざるものゝ爲めに漏澤園を置き、大雨雪に遇へば公私僦舍錢を免除し、價を減じて薪炭を出賣するなど、其の他種々の方面に亘つて弱者の保護に努力したが、檢校庫の制度は其の弱者保護の範圍が、貧民窮氓に止まらずして有産の孤幼にまで及んだことを示すものとして注意すべきである。併し其ればかりではない。檢校庫は今日の信託に似た制度である。信託は十四世以來英國に於て發達したもので、土地を第三者に交付して其の收益を教會に寄進せ

しめたことに起源し、其の後、公益事業に財産を寄附する場合や、孤児や寡婦の爲めに財産を保存せんとする場合などにも應用され、遂には官營信託の制度をも生じた。檢校庫に關する事實は、十世紀乃至十三世紀の頃、支那に一種の官營信託の行はれたことを語るもので、此の點に於て又頗興味あるものと謂はねばならぬ。憾むらくは、私は、檢校庫の宋代に於ける存在と其の大體の性質を知るのみであつて、其の制度の委曲を詳にせず、又それが何時始まつて何時亡びたかもも確かめて居らぬ。今後更に資料を蒐集することが出來て續稿をものするの日あらんことを希ふものである。

註

- 1 唐會要卷八十六、市
- 2 同 卷九十、閉糴
- 3 同 卷五十九、長春宮

加 藤 繁